令和８年度 口之津小学校 いじめ防止基本方針

１　いじめの定義

> いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第２条１項】

２　いじめに対する基本的な考え方

「どの子にも起こり得るもの」「人権侵害であり人として決して許される行為ではない」「いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている」ことを、全職員が強く認識し、根絶に向けて保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら、対策を講じ、教育活動を推進する。

３　口之津小学校いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員を中心に構成する標記組織を置く。また、必要に応じ学校運営協議会、口之津小ＰＴＡ、市教育委員会、警察等の関係機関と連携し、事案の対応に当たる。

ア　基本方針に基づき、取組の実施主体としての役割
イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割
ウ　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
エ　いじめ事案に組織的に対応するための中核としての役割

４　いじめ防止等に関する取組

（１）未然防止

ア　いじめに向かわない態度・能力の育成
- ○　学校教育活動全体から道徳教育・人権教育・体験活動等の推進により、児童の社会性を育む指導
- ○　ふるさと学をはじめとする幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、人の気持ちに共感でき、大切にしようとする豊かな情操を培う指導
- ○　自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する指導
- ○　配慮を必要とする児童について、適切な指導及び必要な支援の実施

イ　いじめを生まない背景と指導上の注意
- ○　一人一人に寄り添い、わかりやすく児童主体の授業づくり
- ○　児童同士の人間関係を把握し、一人一人が活躍・協働できる集団づくり
- ○　ストレスを感じた児童が、相談等により適切に対応できる力の育成

○　教職員の適正な言動
○　いじめ防止基本方針の周知と評価・改善

ウ　自己有用感や自己肯定感を育む
○　児童一人一人が活躍できる場の設定
○　みんなの役に立っていると感じることができる機会の設定
○　困難な状況でも粘り強く乗り越える体験と方法を学ぶ機会の設定
○　自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する指導

エ　児童自らが「いじめ」について学び、取り組む
○　児童自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、防止に取り組む学習及び特別活動の推進（児童会によるいじめ撲滅宣言や人権宣言等）

（２）早期発見

ア　定期的なアンケート調査及び個人面談で実態を把握
イ　児童が日頃からいじめ問題を相談する方法の指導と行動する力を育成
ウ　個人ノート、日記等による児童把握と生活会における共通理解
エ　保健室や相談室の活用
オ　児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備及びＳＣ・ＳＳＷ等の活用
カ　ＰＴＡや学校運営協議会及び各機関との情報共有体制を構築
キ　保護者との面談の機会を設定する等の連携
ク　休み時間や放課後の児童の様子の把握

（３）措置

ア　学校の対応
○　管理職のリーダーシップに基づく組織的対応、役割分担と責任の明確化、全職員の情報共有

イ　被害児童の指導
○　事実の確認、継続的な状況確認、親身になっての指導、悩みを受け止めて支える姿勢・守り抜くという姿勢を示す、いじめ解決の約束、安全な環境確保
○　指導の記録〈個人情報・人権への配慮〉・少なくとも３か月以上心身の苦痛はないか面談等により確認

ウ　加害児童の指導
○　事実の確認、継続的な状況確認、いじめは許さないという毅然とした対応、指導記録〈個人の情報・人権への配慮〉

エ　当該保護者〈加害・被害〉との連絡
○　丁寧な情報提供の徹底、家庭の様子の確認

オ　被害児童を守るための対策
カ　全職員の共通理解と解消に向けた支援
キ　学級・学年全体への指導
○　いじめ防止の指導〈原因・学級環境・改善策の協議〉・豊かな人間関係を育むための指導

ク　家庭・地域の課題の共有

○　家庭教育の協力の依頼、地域の協力依頼発見時の対応　→　行為中断指導、安全確保、報告等の体制整備

（４）重大事態への対応

重大事態とは
・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。　【いじめ防止対策推進法第２８条】

ア　被害児童の生命・安全確保
イ　市教育委員会へ迅速な発生報告　→　市教委判断による措置決定、市長への報告対応、再調査等への協力
ウ　被害児童・保護者への初期支援　→　安全及び学習の機会の保障・精神的ケア等
エ　加害児童・保護者への初期対応　→　毅然とした対応と指導
オ　調査の実施　→　口之津小学校いじめ対策委員会等
カ　対応方針の決定及び指導・支援の実施
→　市教委の指導を仰ぎながら、対策委員会での実施
キ　関係機関との連携　→　ＳＣ、ＳＳＷ、南島原市教育委員会、南島原市こども未来課、南島原警察署、長崎県女性子ども障害者支援センター等
ク　再発防止　→　再発防止策の実施

いじめ重大事態調査の基本的なチェックリスト

１　いじめ重大事態の発生から調査開始		
（１）	重大事態に至る前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業	学校 いじめ防止対策委員会
（２）	学校から教育委員会を通じて市長へ報告	学校→市教委→市長
（３）	教育委員への報告	学校→市教委
（４）	調査主体、及び調査組織の判断	市教委
（５）	被害児童及び保護者に対する調査方針の説明等	学校→児童、保護者
（６）	加害児童及び保護者に対する調査方針の説明等	学校→児童、保護者
（７）	重大事態調査開始報告	学校→市教委→文科省
２　重大事態調査の実施		
（１）	事実関係を明確にするための調査の実施	調査主体、市教委

３　重大事態調査結果の説明・報告		
（１）	被害児童及び保護者に対する調査結果の説明	調査主体、市教委
（２）	加害児童及び保護者に対する情報提供、説明	調査主体、市教委
（３）	市長への報告・説明 教育委員会の議題とする	調査主体、市教委→市長
（４）	再調査実施の要否を判断	市長
（５）	重大事態調査結果報告書の提出	調査主体→市教委→文科省
４　重大事態調査結果の公表検討		
（１）	調査結果の公表の要否を判断	市長、市教委
（２）	被害児童及び保護者に公表の仕方・内容を確認	市教委
（３）	公表の場合、他の児童及び保護者に事前に調査結果を報告	市教委

5　事案対応フローチャート

